平成２３年（フ）第５号
愛知県常滑市新開町１丁目51番地
破産者　伊藤　公一
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５１号
兵庫県三木市緑が丘町東２丁目１番地の３、開始決定時の住所兵庫県三木市緑が丘町西１丁目３番地の９
破産者　本多陽一郎
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１２号
広島市南区出汐１丁目２番４―201号
破産者　飯田　　学
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７５号
大分県速見郡日出町3889番地３グリーンコーポふじの303
破産者　秋吉　一彦
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１６６５号
札幌市白石区東札幌５条４丁目１番25号　グリーンハイツＡ―101号
破産者　大道　静夫
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７７号
札幌市中央区南11条西６丁目２番16―1206号、開始決定時の住所札幌市中央区南１条東７丁目２番地２　ラピスアクアシティー大通1003号
破産者　濱田　　悟
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４９号
札幌市南区澄川３条１丁目13番10号　エース３―１―13号
破産者　沼　　克幸
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
宮城県角田市角田字中島下617番地３
破産者　森　　孝好
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２１５６号
京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町１番地９　セントラルヴィレッジ302
破産者　松嶋　敦子
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市長田２丁目８番６―102号エクセレンス長田
破産者　西銘　昭夫
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４３９号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地880　コンフォートM201号室、開始決定時の住所沖縄県豊見城市字豊見城534番地１
破産者　棚原　憲次
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８号
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉397番地
破産者　宮城　清高
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３６号
熊本県球磨郡山江村大字山田乙2521番地の20
破産者　半仁田安子
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５６号
熊本県人吉市願成寺町500番地、住民票上の住所熊本市本荘５丁目２番15―502号
破産者　森岡　　茂
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６９２４号
大阪市東住吉区南田辺３丁目19番22号
破産者　石橋貿易株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午後３時30分
平成23年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２８号
名古屋市西区笠取町４丁目108番地　シャトーレ笠取302号
破産者　戸田　澄雄
1　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
2　一般調査期日　平成23年９月１日午前10時55分
平成23年６月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
北海道紋別郡雄武町字雄武1162番地
破産者　高橋　啓三
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月21日午後３時50分
平成23年６月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９０号
大阪府貝塚市澤150番地１グリーンハイツ二色Ａ―201号
破産者　長谷川美砂子
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後１時30分
平成23年６月29日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係